

令和3年度

ひとり親家庭等 福祉のしおり



母子・父子家庭及び寡婦の皆さんへ

このしおりは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を中心に高知県の制度などを紹介したものです。

お手元に置かれ、ご活用ください。

高知県子ども・福祉政策部
子ども・子育て支援課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
電話 (088)823-9654
FAX (088)823-9658

■ 困った時の相談は	2
<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭等就業・自立支援センター ● 母子・父子自立支援員 ● 民生委員・児童委員 ● 療育福祉センター ● 児童相談所 ● こうち男女共同参画センター「ソーレ」 ● 女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター） ● 心の教育センター 	
■ 医療費	3
<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭医療費助成 	
■ 就業援助	4
<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭等就業・自立支援センター ● 高知家の女性しごと応援室（無料職業紹介所） ● 高知県福祉人材センター（無料職業紹介所） ● 公共職業安定所（ハローワーク） ● ひとり親家庭自立支援事業費補助金 ● ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ● ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業 ● その他の貸付制度 ● 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金 	
■ 母子生活支援施設・公営住宅	6
<ul style="list-style-type: none"> ● 母子生活支援施設 ● 公営住宅への入居 	
■ 優遇制度	6
<ul style="list-style-type: none"> ● 製造たばこ小売販売業の許可 ● JR通勤定期の3割引 ● 税の軽減 ● 少額貯蓄非課税制度 	
■ 貸付制度・奨学金等	7
<ul style="list-style-type: none"> ● 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 ● 日本学生支援機構奨学金 ● 高知県高等学校等奨学金 ● 高知県災害遺児修学支援事業 ● 授業料の減免 	
■ 年金・手当	10
<ul style="list-style-type: none"> ● 遺族年金 ● 児童扶養手当 ● 児童手当 	
■ 問い合わせ先	11



困った時の相談は

母子・父子家庭及び寡婦の皆さんの相談機関として次のようなものがあります。お気軽に何でもご相談ください。

ひとり親家庭等就業・自立支援センター

ひとり親の支援制度のこと、年金や手当のこと、子どもの学費のこと、親権や養育費のことなど、さまざまな相談に応じています。地域に出向いての相談も個別に対応しておりますので、お気軽にご相談ください。(相談はすべて無料)

開所日 月曜日 8:30～17:00、火曜日・木曜日 8:30～19:30、水曜日・金曜日 8:30～17:15
土曜日 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く) (予約不要)

法律相談 ・ 弁護士…毎月第4水曜日10:00～12:00

予約制で、相談時間はお1人様約30分です。

・ 司法書士…毎月第2・3水曜日10:00～16:00

予約制で、相談時間はお1人様約1時間です。

こうち男女共同参画センター「ソーレ」2F 高知市旭町3-115 電話 088 (875) 2500

メール sis0423@iris.ocn.ne.jp

ホームページ <http://kochi-boshi.net/>

LINE



母子・父子自立支援員

母子・父子家庭や寡婦の方々のいろいろな悩み事や問題の相談に応じるため、県子ども子育て支援課に母子・父子自立支援員を配置しております。ご遠慮なくご相談ください。

民生委員・児童委員

社会福祉施策全般にわたって、地域に密着した相談に応じています。

(あなたの居住地を担当している民生委員・児童委員がわからないときは、市福祉事務所または町村役場へ)
お問い合わせください。

療育福祉センター

心身の発達に障がいがあったり、その心配があるお子さんとそのご家族の方々に対して、医療や福祉、相談等の必要な支援を行うとともに、障がいのある方の自立を支援する総合的な施設です。

療育福祉センター 高知市若草町10-5 地域連携(初診受付) 電話 088 (843) 6831

外来受付(再診受付) 電話 088 (844) 5400

発達障害者支援センター 電話 088 (844) 1247

児童相談所

児童に関するあらゆる問題について、専門的に相談に応じています。

○中央児童相談所 高知市若草町10-5 電話 088 (821) 6700

○幡多児童相談所 四万十市渡川1-6-21 電話 0880 (37) 3159

○子どもと家庭の110番 相談専用電話 088 (872) 0099

9:00～18:00 (年末・年始を除く毎日)

こうち男女共同参画センター「ソーレ」

女性をとりまく様々な問題や悩みごとについて相談に応じています(第2水曜・祝日・年末、年始を除く9:00～12:00、13:00～17:00)。さらに、第1・3木曜日(14:00～16:00)には「こころの相談」(予約制)、第2・4木曜日(14:00～16:00)には「法律相談」(予約制)を行っています。また、「男性のための悩み相談」(予約制)も毎月第1・3火曜日、第4水曜日(18:00～20:00)に行っています。

こうち男女共同参画センター「ソーレ」 高知市旭町3-115 電話 088 (873) 9100

女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）

女性のいろいろな悩みごとや配偶者等からの暴力で困っている方々の相談に応じています。
休日・夜間も電話相談を行っています。

相談時間 来所相談 月曜日から金曜日 9:00～17:15（受付は16:30まで）
電話で予約をお願いします。

電話相談 平日 9:00～22:00 土・日・祝日 9:00～20:00
（12/29～1/3は休みます。）

法律相談 毎月第2水曜日午後2時から午後4時まで、女性弁護士による相談をお受けしています。（ご希望の方は事前に電話でご予約ください。）

出張相談 随時

必要に応じて、お近くの市町村や市町村社会福祉協議会等に出向いて相談をお受けします。（ご希望の方は事前に電話でご相談ください。）

電話 088（833）0783

心の教育センター

不登校やいじめをはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について相談をお受けしています。

●来所による相談

予約電話番号 088（821）9909

◎高知県心の教育センター 月～金曜日、第1・3土曜日、日曜日（祝日、年末年始、第5日曜日を除く）
高知市大原町120-1
9:00～17:00

◎東部相談室 木曜日（祝日、学校の長期休業期間等を除く）
田野町総合文化施設 ふれあいセンター内
10:00～17:00

◎西部相談室 火曜日（祝日、学校の長期休業期間等を除く）
幡多総合庁舎 別館
10:00～17:00

●電話相談

◎24時間子どもSOSダイヤル（無料）電話番号 0120-0-78310

※一部のIP電話等で通じない場合は、下記教育相談電話におかけください。

◎教育相談電話 電話番号 088（821）9909

相談時間 9:00～17:00

相談期間 月～金曜日（祝日、休日、年末年始を除く）

●Eメール相談

Eメールアドレス kodomo24@kochinet.ed.jp

相談時間 24時間

返信期間 月～金曜日（祝日、休日、年末年始を除く）

※メールの返信には日数がかかることがあります。

※携帯電話の設定によっては返信が届かない場合がありますので、ご注意ください。



医療費

ひとり親家庭医療費助成

所得税非課税世帯の母子家庭の母、父子家庭の父及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童等の医療費の自己負担分を助成しています。

（詳細は市町村役場へお問い合わせください。）



就業援助

ひとり親家庭等就業・自立支援センター

母子・父子家庭や寡婦の方へ、就業相談や求人情報の提供、各種資格や技能を取得する支援制度についての紹介、その他さまざまな相談に応じています。お気軽にご相談ください。

開所日 月曜日 8:30～17:00、火曜日・木曜日 8:30～19:30、水曜日・金曜日 8:30～17:15
土曜日 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）（予約不要）

児童扶養手当を受給している方々を対象に、ハローワークと連携し求職活動を支援しています。また、ワードとエクセルの講座も行っています。

こうち男女共同参画センター「ソレ」2F 高知市旭町3-115 電話 088 (875) 2500
メール sis0423@iris.ocn.ne.jp
ホームページ <http://kochi-boshi.net/>

高知家の女性しごと応援室（無料職業紹介所）

働くことを希望する全ての女性を対象に、一人ひとりの経歴や適性に応じたキャリアコンサルティングや情報提供により、きめ細かな就労支援をしています。お気軽にご相談ください。

開室日 月・火・木・土の週4日（祝日・年末年始を除く。）

受付時間 月は9:00～17:00、火・木は9:00～18:00、土は10:00～17:00

キャリアカウンセリング中は託児サービス（無料）がご利用できます。※予約制
（6カ月から就学前までのお子さん）

室内にはキッズコーナーを設けています。

こうち男女共同参画センター「ソレ」3F 高知市旭町3-115 電話 088 (873) 4510

高知県福祉人材センター（無料職業紹介所）

福祉・介護のお仕事探しをトータルサポートしています。独自の求人情報の提供や紹介、就職や資格取得のアドバイス、福祉の職場見学や体験、ふくし就職フェアなどを実施しています。お気軽にご相談ください。

営業日時 月曜日から金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

高知県立ふくし交流プラザ1階 高知市朝倉戊375-1 電話 088 (844) 3511

メール jinzai@pippikochi.or.jp

ホームページ <http://www.fukushi-jinzai.com/>

公共職業安定所（ハローワーク）

●職業相談・職業紹介

公共職業安定所（ハローワーク）では、ひとり親家庭のお母さん（お父さん）ができるだけ早く仕事に就けるように、支援をしています。（在職中の方も対象）本人の経験や希望職種などに沿って、サポートをします。

（詳細は最寄りの公共職業安定所へお問い合わせください。）

●子育てしながら仕事を探されている方へ

ハローワーク高知2Fマザーズコーナーでは、育児と両立できる仕事探しのお手伝いをしています。お子様連れでも安心して相談ができる環境を整えていますので、お気軽にお越しください。

（詳細は最寄りの公共職業安定所へお問い合わせください。）

●職業訓練

資格・技能などを身につけて働きたい方のための制度です。

一定の要件を満たす方には訓練期間中に手当が支給される場合があります。

（詳細は最寄りの公共職業安定所へお問い合わせください。）

ひとり親家庭自立支援事業費補助金

● 自立支援教育訓練給付金事業

児童扶養手当を受給しているか同程度の所得水準にある方を対象に、資格や技能を取得するため、認められた一定の講座等を受講される際、支払った受講料などの経費の一部を助成します。(受講料の60%相当額。上限は講座等の種類に応じて200,000円又は800,000円、12,000円以下は対象外)雇用保険の教育訓練給付金の支給を受ける人も、上限の範囲内で費用の差額が支給されるようになりました。(差額が12,000円以下の場合には支給されません。)

● 高等職業訓練促進給付金事業

児童扶養手当を受給しているか同程度の所得水準にある方を対象に、定められた資格を取得するために1年以上(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には6月以上)のカリキュラムを受講される場合、受講期間中の生活費や入学費などの経費の一部を助成します。

対象資格(県内町村在住者の場合): 看護師(准看護師含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、美容師、理容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、栄養士、自動車整備士、臨床工学技士、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格

種類	支給期間・時期	支給額	
生活費の補助	修業する期間の全期間 (上限4年、資格の種類により異なる)	市町村民税非課税世帯	月額 100,000円
		市町村民税課税世帯	月額 70,500円
		※修業期間の最後の12ヵ月は4万円加算	
入学費の補助	修業施設卒業後	市町村民税非課税世帯	50,000円
		市町村民税課税世帯	25,000円

※対象資格はお住まいの市町村によって異なります。詳しくは各市役所(市在住の方)、県福祉保健所(町村在住の方)にお問い合わせください。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して職業訓練資金の貸付を行う制度です。また、貸付を受けた方が、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、5年間その職に従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

①入学準備金: 500,000円以内(養成機関への入学時)

②就職準備金: 200,000円以内(養成機関を卒業し、かつ、資格を取得した時)

※無利子(保証人がいない場合は年1.0%) (詳細は高知県社会福祉協議会へお問い合わせください。)

ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方に対し、住居の借り上げに必要な資金について、償還免除付の無利子貸付を実施します。

対象者	次のいずれにも該当するひとり親の方 ①原則、児童扶養手当の支給を受けている方 ②母子・父子自立支援プログラム ^(※) の策定を受け、自立に向け意欲的に取り組む方
貸付額	家賃実費(月額上限40,000円)
貸付期間	12ヶ月まで
利息	無利子
償還免除	本人の取組みの結果、1年以内に安定的な就労につながった場合は、1年間の就労継続後に、償還を一括して免除

※「母子・父子自立支援プログラム」とは原則、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせて策定するプログラムです。

(詳細は貸付申請については高知県社会福祉協議会に、また、支援プログラムについてはひとり親家庭等就業・自立支援センターにお問い合わせください。)

その他の貸付制度

資格取得を目指す方への貸付制度で、一定の要件を満たせば返還が免除されます。

なお、母子・父子・寡婦福祉資金との併用ができない場合があります。

● 高知県看護師等養成奨学金制度

看護師・准看護師養成施設に在学中で将来、県内の指定医療機関等や訪問看護ステーションで勤務する意思のある方を対象に奨学金の貸与を行っています。

(詳細は県医療政策課奨学金担当(088-823-9649)へお問い合わせください。)

●介護福祉士等修学資金貸付制度

介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に在学し、資格取得を目指す方を対象に、学費相当分(上限月額5万円)、入学準備金・就職準備金(各最大20万円)などの資金の貸与を無利子で行っています。養成施設卒業後、1年以内に資格を活かして県内に就職し、原則5年間従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

(詳細は高知県社会福祉協議会へお問い合わせください。)

●保育士修学資金貸付制度

保育士養成施設に在学し、保育士の資格取得を目指す学生の方で、卒業後、高知県内の保育所等で就労する意思のある方に対し修学資金(月額5万円)、入学準備金・就職準備金(各最大20万円)の貸付を無利子で行っています。養成施設卒業後、1年以内に保育士として県内に就職し、原則5年間従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

(詳細は高知県社会福祉協議会へお問い合わせください。)

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金

より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげてもらうため、児童扶養手当の支給を受けているか同程度の所得であるひとり親家庭の親及び児童を対象に、高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を修了した時や合格した時に受講費用の一部を支給します。

受講修了時:受講費用の40%(令和2年3月末までに修了した講座については20%)(上限100,000円、4,000円以下は対象外)
試験全科目合格時:受講費用の20%(令和2年3月末までに修了した講座については40%)(受講修了日から起算して2年以内)
※最大、受講費用の60%(上限150,000円)

(補助金の有無及び内容はお住まいの市町村によって異なります。詳しくは各市役所(市在住の方)、県福祉保健所(町村在住の方)にお問い合わせください。)



母子生活支援施設・公営住宅

母子生活支援施設

母子家庭で生活や児童の養育などでお困りの方のために、母と子が一緒に入れる施設です。

(詳細については県福祉保健所・市福祉事務所へお問い合わせください。)

公営住宅への入居

母子・父子家庭の方の公営住宅入居申込みに際し、当せん率が有利な取扱いを受けられる場合があります。

(詳細は県営住宅については高知県住宅供給公社(088(883)0344)に、また、市町村営住宅については各市町村役場にお問い合わせください。)



優遇制度

製造たばこ小売販売業の許可

母子家庭の母や寡婦は、製造たばこの小売販売業の許可に際して許可基準の特例が受けられます。

問い合わせ先 四国財務局理財部理財課 電話 087(811)7780

申請窓口 日本たばこ産業(株)四国支社 電話 087(823)6616

JR通勤定期の3割引

児童扶養手当を受けているひとり親世帯や、生活保護世帯の方が、JRを利用して通勤する場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。(詳細は市町村役場へお問い合わせください。)

税の軽減

ひとり親世帯の方は申告により、所得税、住民税の軽減措置(ひとり親控除、均等割)が受けられる場合があります。

給与所得のみの方は、給与の支払者へ、その他の方は、確定申告の際、税務署へ

※所得税に関することはお近くの税務署へ、住民税に関することはお住まいの市町村役場へお問い合わせください。

少額貯蓄非課税制度

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受けている母子家庭や寡婦の方は、証書を添えて金融機関へ申請すると、元金350万円までの預貯金等の利子について、所得税が非課税になります。

(詳細は各金融機関の窓口へお問い合わせください。)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

(詳細は町村にお住まいの方は町村役場又は県福祉保健所へ、市にお住まいの方は市役所へお問い合わせください。連絡先は11・12頁掲載)

	資金の種類	貸付対象	内 容	貸付限度額	貸付期間
母 子 ・ 父 子 ・ 寡 婦 福 祉 資 金	母子・父子・寡婦 事業開始資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,930,000円	
		母子・父子福祉団体		4,410,000円	
	母子・父子・寡婦 事業継続資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	現在継続中の事業に必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,470,000円	
		母子・父子福祉団体		1,470,000円	
	母子・父子・寡婦 修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童者 寡婦の被扶養者	お子さん等が高校・大学等に修学するために必要な資金	別表(9頁)のとおり	修学期間中
	母子・父子・寡婦 技能習得資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	技能や資格を得るために必要な授業料、材料等の資金	月額 68,000円 (特別 816,000円)	知識技能を習得する期間中5年以内
				月額 68,000円 (特別 460,000円)	
	母子・父子・寡婦 修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童者 寡婦の被扶養者	お子さん等が就職するための知識技能を習得するのに必要な資金	月額 68,000円 (特別 460,000円)	知識技能を習得する期間中5年以内
	母子・父子・寡婦 就職支度資金	母子家庭の母・父 子家庭の父・寡婦	就職に直接必要な被服等を購入する資金	1回につき100,000円 (特別 330,000円)	
母子家庭の児童・父子家庭の児童 父母のいない児童		お子さん等が就職に直接必要な被服等を購入する資金			
母子・父子・寡婦 医療介護資金	母子家庭の母・父 子家庭の父・寡婦	医療又は介護を受けるために必要な資金	医療 340,000円 (特別 480,000円)		
	母子家庭の児童・父 子家庭の児童	お子さん等が医療又は介護を受けるために必要な資金	介護 500,000円		
母 子 ・ 父 子 ・ 寡 婦 福 祉 資 金	母子・父子・寡婦 生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父	①配偶者のない者となって7年未満の者	月額 105,000円 (合計252万円以内)	①配偶者のない者となって7年を経過するまで
		母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	②技能習得中及び医療介護を受けている期間の生活費補給資金	月額 105,000円 (技能 141,000円)	②知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内
			③失業中の生活を安定するのに必要な生活補給資金	月額 105,000円	③離職に係る日の翌日から1年を超えない範囲内の期間
母子・父子・寡婦 住宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	住宅の建築、購入、増・改築、補修保全及び建てかえするために必要な資金	1,500,000円 (特別 2,000,000円)		
母子・父子・寡婦 転宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	住居の移転に際し、住宅の賃借、家財運搬等に必要な資金	260,000円		
母子・父子・寡婦 就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童者 寡婦の被扶養者	お子さん等の入学に必要な被服等の購入資金(小・中学校については、所得制限あり)	別表(8頁)のとおり		
母子・父子・寡婦 結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の被扶養者	お子さん等が結婚するにあたり必要な経費及び家具・什器等を購入する資金	300,000円		

- 1 申請書が提出されてから振込まで約1～2ヵ月かかります。十分時間に余裕を持ってご相談ください。償還計画に無理がある場合は、借受額の見直しをお願いしたり、場合によっては貸付できないこともあります。また、個々の事情により追加資料をお願いすることもありますので、ご了承ください。
- 2 修学、修業、就職支度(児童分)、就学支度資金で、母又は父が借主となる場合は、児童又は被扶養者が連帯借主となります。
- 3 貸付金の償還にあたっては、連帯借主・連帯保証人は借主と同等の責任があります。
- 4 償還金が納期限までに支払われなかった場合は、延滞元利金額につき年3%の違約金をお支払いいただくことになり、滞納が続く場合には、調査や訪問などを行うことがあります。
- 5 借財の返済など目的外への利用が明らかになった場合は、貸付を停止し一括償還していただくことになり、また、退学など目的を達成できなくなった時もその時点で貸付を停止させていただくこととなります。(償還開始時期が早まりますのでご注意ください。)

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立や児童の健やかな育成を支援するための貸付制度です。貸付金には12種類の資金があります。無理のない償還計画をたて、有効に活用しましょう。償還金が次に借りたい方の資金となります。

〈注〉なお、高知市にお住まいの方は、高知市が直接貸付けを行いますので、高知市役所こども未来部子育て給付課（823-9447）へお問い合わせください。

据置期間	※1 償還期間	※2 利率/年
貸付けの日から1年間	据置期間経過後 7年以内	無利子 又は 1%
貸付けの日から6ヶ月間	据置期間経過後 7年以内	無利子 又は 1%
修学終了後、6ヶ月間	据置期間経過後 20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内	無利子
技能習得期間満了後 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子 又は 1%
技能習得期間満了後、 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子
貸付けの日から1年間	据置期間経過後 6年以内	無利子 又は1% ----- 無利子
医療又は介護を受ける期間が満了後6ヶ月間	据置期間経過後 5年以内	無利子 又は1%
①生活安定貸付期間満了後6ヶ月間	①措置期間経過後8年以内	無利子 又は 1%
②知識技能の習得期間満了後6ヶ月間 医療又は介護を受ける期間満了後6ヶ月間	②据置期間経過後20年以内 据置期間経過後5年以内	
③失業貸付期間が満了後6ヶ月間	③措置期間経過後5年以内	
貸付けの日から6ヶ月間	据置期間経過後 6年以内(特別7年以内)	無利子 又は 1%
貸付けの日から6ヶ月間	据置期間経過後 3年以内	無利子 又は 1%
修学又は修業を終了後、 6ヶ月間	据置期間経過後 20年以内 専修学校(一般課程)、 修業施設5年以内	無利子
貸付けの日から6ヶ月間	据置期間経過後 5年以内	無利子 又は 1%

(令和3年4月現在)

※1) 償還期間については、各資金に定める期間を上限としますが、その期間内であっても、原則として貸付金の額に応じて以下のとおりとなります。

貸付金の額	償還期間
100,000円未満	3年以内
100,000円以上700,000円未満	10年以内

※2) 「無利子又は1%」…連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1%の利子が付きます。

就学支度資金貸付限度額一覧表

学校種別	内 容	限度額(円)
小 学 校	小学校に入学する場合 (所得制限あり)	64,300円
中 学 校	中学校に入学する場合 (所得制限あり)	81,000円
高 等 学 校 高 専 修 学 校 (高等課程)	自宅から 通学する者	国公立 150,000円 私立 410,000円
	自宅外から 通学する者	国公立 160,000円 私立 420,000円
専 修 学 校 (一般課程)	自宅から通学する者	150,000円
	自宅外から通学する者	160,000円
大 短 期 大 学 高 等 専 門 学 校 専 修 学 校 (専門課程)	自宅から 通学する者	国公立 410,000円 私立 580,000円
	自宅外から 通学する者	国公立 420,000円 私立 590,000円
大 学 院		国公立 380,000円 私立 590,000円
	修 業 施 設	中学校卒業生
高等学校卒業生		自宅 272,000円 自宅外 282,000円

注) 専修学校 高等課程 中学校卒業程度
 〃 一般課程 学歴不問
 〃 専門課程 高校卒業程度

- 6 連帯保証人は原則1名立てていただいております。その場合は、無利子での貸付けとなります。(場合によっては、もう1名立てていただくことをお願いすることもあります。)
- 7 事業開始資金や事業継続資金は、連帯保証人を必ず2名立てていただいております。また、県子ども・子育て支援課による面接・事業計画書の提出・現地調査などを行ったうえで、外部の有識者などによる貸付審査会により貸付けの可否を決定します。
- 8 生活資金は、一時的な不足分を補う資金なので、生活資金の恒常的な不足に対応するものではありません。
- 9 住宅資金は、事業着手後の申請はできませんので、必ず事前にご相談ください。
- 10 転宅資金は、転居先の市町村で申請することになりますので、事前にご相談ください。

修学資金・貸付限度額(月額)一覧表

(令和3年4月現在)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学の時	27,000円	27,000円	27,000円		
		自宅外通学の時	34,500円	34,500円	34,500円		
	私立	自宅通学の時	45,000円	45,000円	45,000円		
		自宅外通学の時	52,500円	52,500円	52,500円		
高等専門学校	国公立	自宅通学の時	31,500円	31,500円	31,500円	67,500円	67,500円
		自宅外通学の時	33,750円	33,750円	33,750円	76,500円	76,500円
	私立	自宅通学の時	48,000円	48,000円	48,000円	98,500円	98,500円
		自宅外通学の時	52,500円	52,500円	52,500円	115,000円	115,000円
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学の時	67,500円	67,500円			
		自宅外通学の時	78,000円	78,000円			
	私立	自宅通学の時	89,000円	89,000円			
		自宅外通学の時	126,500円	126,500円			
短期大学	国公立	自宅通学の時	67,500円	67,500円			
		自宅外通学の時	96,500円	96,500円			
	私立	自宅通学の時	93,500円	93,500円			
		自宅外通学の時	131,000円	131,000円			
大学	国公立	自宅通学の時	71,000円	71,000円	71,000円	71,000円	
		自宅外通学の時	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円	
	私立	自宅通学の時	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円	
		自宅外通学の時	146,000円	146,000円	146,000円	146,000円	
大学院	修士課程	132,000円	132,000円				
	博士課程	183,000円	183,000円	183,000円			
専修学校 (一般課程)		51,000円	51,000円				

- 注) 1. 学校の正規の修学年限が上記の表の期間を超える場合も、各学校種別ごとの貸付限度額を修学年限の全期間に適用します。
 2. 予備校は、貸付対象外です。
 3. 高等教育の修学支援新制度(授業料の減免や給付型奨学金(学資支給金))を利用される場合、貸付限度額が変わりますので事前にご相談ください。
 4. 児童扶養手当法施行令第4条に定める計算方法に基づき算出した前年所得が682万円(年収目安900万円)を超える場合には、上の限度額とは異なります。

奨学金等

日本学生支援機構奨学金

経済的理由で高等専門学校、短期大学、大学(学部)、大学院、専修学校(専門課程)に修学することが困難な優れた学生・生徒に学資の貸与・給付を行っています。

(詳細は在学する学校又は大学へお問い合わせください。)

高知県高等学校等奨学金

高等学校(特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学する生徒で、保護者が県内に居住する方のうち、経済的理由により修学が困難な方に奨学金の貸与を行っています。

ただし、母子・父子・寡婦福祉資金による修学資金との併用はできません。

(詳細は県教育委員会高等学校課(088(821)4893)へお問い合わせください。)

高知県災害遺児修学支援事業

交通事故または自死その他の災害(労働災害・自然災害など)により両親または父母のいずれかを失い遺児となった高校生に対し、高知県社会福祉協議会から奨学金を贈り、勉学の手助けをします。(奨学金を受けようとする生徒の属する世帯の年収が910万円未満であること。)

支給額 月額 10,000円(令和3年4月現在)

支給期間 高校在学中(留年した場合は支給できません)

入学支度金について

高等学校への入学の支度にかかる費用として、5万円を支給します。(遡っての支給はできません。)

(詳細は各市町村の社会福祉協議会又は高知県社会福祉協議会へお問い合わせください。)

授業料の減免

高等学校に在学し、経済的理由により授業料の支払いが困難な場合には授業料を減免する制度があります。

(詳細は在学する高等学校へお問い合わせください。)



年金・手当

遺族年金

国民年金又は厚生年金保険の被保険者や受給権者が死亡した場合、その人に生計維持されていた一定の遺族が受けられるものです。例えば、夫が死亡した時、その夫によって生計を支えられていた妻や18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある児童（障害等級の一級又は二級の障害を有する場合は20歳未満の児童）に年金が支給されます。なお、平成26年4月から、児童のある夫についても、年金が支給される場合があります。

（詳細は市町村役場または年金事務所へお問い合わせください。）

- 日本年金機構高知東年金事務所 高知市棧橋通4-13-3 電話 088(831)4430
- 日本年金機構高知西年金事務所 高知市旭町3-70-1 電話 088(875)1717
- 日本年金機構南国年金事務所 南国市大桶甲1214-6 電話 088(864)1111
- 日本年金機構幡多年年金事務所 四万十市中村東町2-4-10 電話 0880(34)1616

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

- ◆ 予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
- ◆ お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

ご予約の方法は、予約専用受付番号「0570-05-4890」またはお近くの年金事務所にお申込みください。

児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（政令で定める障害を有する場合は20歳）を監護している父又は母、または父母にかわってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。ただし、受給者及び扶養義務を有する方について所得制限があり、前年度の所得額に応じて支給額が変わってきます。

手当月額（児童1人の場合）

令和3年4月～ { 全部支給額 43,160円
一部支給額 43,150円～10,180円

（児童2人の場合の加算）

令和3年4月～ { 全部支給額 10,190円
一部支給額 10,180円～5,100円

（児童3人以上の場合の加算（1人につき））

令和3年4月～ { 全部支給額 6,110円
一部支給額 6,100円～3,060円

[平成26年12月1日施行]

児童扶養手当法の改正により、平成26年12月1日から児童扶養手当と公的年金等の併給制限が見直され、児童扶養手当よりも低額の公的年金を受給する場合に、その差額分の手当が受給できるようになりました。

（詳細は市町村役場へお問い合わせください。）

児童手当

中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）前までの間にある児童を養育している方に支給されます。

手当月額	0歳～3歳未満	児童1人につき	15,000円
	3歳～小学生（第1子・第2子）	児童1人につき	10,000円
	3歳～小学生（第3子以降）	児童1人につき	15,000円
	中学生	児童1人につき	10,000円
所得制限該当世帯（特例給付）		児童1人につき	5,000円

（詳細は市町村役場へお問い合わせください。）

県福祉保健所

名称	郵便番号	所在地	電話番号	管轄市町村
安芸福祉保健所	784-0001	安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎	0887 (34) 3177	室戸市、安芸市、東洋町、 奈半利町、田野町、安田町、 北川村、馬路村、芸西村
中央東福祉保健所	782-0016	香美市土佐山田町 山田1128-1	0887 (53) 3172	南国市、香南市、香美市、 本山町、大豊町、土佐町、 大川村
中央西福祉保健所	789-1201	高岡郡佐川町 甲1243-4	0889 (22) 1247	土佐市、いの町、佐川町、 越知町、日高村、仁淀川町
須崎福祉保健所	785-8585	須崎市東古市町6-26	0889 (42) 1875	須崎市、中土佐町、梶原町、 津野町、四万十町
幡多福祉保健所	787-0028	四万十市中村山手通19	0880 (34) 5120	宿毛市、土佐清水市、 四万十市、大月町、三原村、 黒潮町

市福祉事務所・市町村役場

名称	郵便番号	所在地	電話番号	
高知市 子育て給付課	780-8571	高知市本町5-1-45	088 (823) 9447	
室戸市 福祉事務所	781-7185	室戸市浮津25-1	0887 (22) 5137	
安芸市 福祉事務所	784-8501	安芸市矢ノ丸1-4-40	0887 (35) 1009	
南国市 子育て支援課	783-8501	南国市大堀甲2301	088 (880) 6562	
土佐市 福祉事務所	781-1192	土佐市高岡町甲2017-1	088 (852) 7778	
須崎市 子ども・子育て支援課	785-8601	須崎市山手町1-7	0889 (42) 1229	
宿毛市 福祉事務所	788-8686	宿毛市桜町2-1	0880 (63) 1114	
土佐清水市 福祉事務所	787-0392	土佐清水市天神町11-2	0880 (82) 1118	
四万十市	子育て支援課	787-8501	四万十市中村大橋通4-10	0880 (34) 1801
	福祉事務所			0880 (34) 1120
香南市	福祉事務所	781-5292	香南市野市町西野2706	0887 (57) 8509
	市民保険課			0887 (57) 8506
香美市	福祉事務所	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	0887 (53) 3117
	市民保険課			0887 (53) 3115
安芸郡	東洋町 住民課	781-7414	安芸郡東洋町大字生見758-3	0887 (29) 3394
	奈半利町 住民福祉課	781-6402	安芸郡奈半利町乙1659-1	0887 (38) 4012
	田野町 保健福祉課	781-6410	安芸郡田野町1828-5	0887 (38) 2812
	安田町 町民生活課	781-6421	安芸郡安田町大字安田1850	0887 (38) 6712
	北川村 住民課	781-6441	安芸郡北川村野友甲1530	0887 (32) 1214
	馬路村 健康福祉課	781-6201	安芸郡馬路村大字馬路443	0887 (44) 2112
	芸西村 健康福祉課	781-5792	安芸郡芸西村和食甲1262	0887 (33) 2112

	名 称		郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
長岡郡	本山町 住民生活課		781-3692	長岡郡本山町本山504	0887 (76) 2113
	大豊町 地域福祉課		789-0392	長岡郡大豊町津家1626	0887 (72) 0450
土佐郡	土佐町 住民課		781-3492	土佐郡土佐町土居194	0887 (82) 1717
	大川村 総務課		781-3703	土佐郡大川村小松27-1	0887 (84) 2211
吾川郡	いの町	町民課	781-2192	吾川郡いの町1700-1	088 (893) 1117
		ほけん福祉課		吾川郡いの町1400	088 (893) 3810
	仁淀川町	町民課	781-1501	吾川郡仁淀川町大崎200	0889 (35) 1088
		保健福祉課			0889 (35) 0888
高岡郡	中土佐町 健康福祉課		789-1301	高岡郡中土佐町久礼6663-1	0889 (52) 2662
	佐川町 健康福祉課		789-1202	高岡郡佐川町乙2310 健康福祉センターかわせみ	0889 (22) 7705
	越知町 住民課		781-1301	高岡郡越知町越知甲1970	0889 (26) 1115
	梶原町 保健福祉課		785-0612	高岡郡梶原町川西路2320-1	0889 (65) 1170
	日高村	住民課	781-2194	高岡郡日高村本郷61-1	0889 (24) 5111
		健康福祉課			0889 (24) 5197
		教育委員会			0889 (24) 5115
	津野町 町民課		785-0201	高岡郡津野町永野471-1	0889 (55) 2314
	四万十町 町民課		786-8501	高岡郡四万十町琴平町16-17	0880 (22) 3117
幡多郡	大月町 町民福祉課		788-0302	幡多郡大月町弘見2230	0880 (73) 1113
	三原村 住民課		787-0892	幡多郡三原村来栖野346	0880 (46) 2111
	黒潮町	健康福祉課	789-1992	幡多郡黒潮町入野5893	0880 (43) 2124
		住民課			0880 (43) 2800

母子生活支援施設

名称	経営主体	郵便番号	所在地	電話番号
ちぐさ	(福)高知県福祉事業財団	780-8015	高知市百石町2-18-25	088 (834) 5516
安芸和光寮	(福)安芸二葉慈愛協会	784-0003	安芸市久世町8-9	0887 (35) 2667

公共職業安定所

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
高知公共職業安定所	781-8560	高知市大津乙2536-6	088 (878) 5320
ハローワークジョブセンターほんまち	780-0870	高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎1階	088 (826) 8870
高知公共職業安定所香美出張所	782-0033	香美市土佐山田町旭町1-4-10	0887 (53) 4171
須崎公共職業安定所	785-0012	須崎市西糺町4-3	0889 (42) 2566
四万十公共職業安定所	787-0012	四万十市右山五月町3-12	0880 (34) 1155
安芸公共職業安定所	784-0001	安芸市矢ノ丸4-4-4	0887 (34) 2111
いの公共職業安定所	781-2120	吾川郡いの町枝川1943-1	088 (893) 1225

県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ内	088 (844) 9007	
高知市社会福祉協議会	780-0850	高知市丸ノ内一丁目7-45 総合あんしんセンター3階	088 (823) 9515	
室戸市社会福祉協議会	781-7109	室戸市領家87 室戸市保健福祉センター内	0887 (22) 1348	
安芸市社会福祉協議会	784-0007	安芸市寿町2-8 安芸市総合社会福祉センター内	0887 (35) 2915	
香南市社会福祉協議会	781-5241	香南市香我美町下分646 香我美庁舎内	0887 (57) 7300	
香美市社会福祉協議会	本 所	782-0041	香美市土佐山田町262-1 プラザ八王子内	0887 (53) 5800
	香北支所	781-4211	香美市香北町葦生野336-1 保健福祉センター内	0887 (59) 2140
	物部支所	781-4401	香美市物部町大栃878-3 香美市役所物部支所内	0887 (58) 3098
南国市社会福祉協議会	783-0001	南国市日吉町2丁目3-28 社会福祉センター内	088 (863) 4444	
土佐市社会福祉協議会	781-1102	土佐市高岡町乙3451-1	088 (852) 2145	
須崎市社会福祉協議会	785-0031	須崎市南古市町6-3 交流ひろばすさき3階	0889 (42) 0736	
四万十市社会福祉協議会	本 所	787-0012	四万十市右山五月町8-3 四万十市社会福祉センター内	0880 (35) 3011
	西土佐支所	787-1603	四万十市西土佐用井1110-31 総合福祉センター内	0880 (31) 6111
宿毛市社会福祉協議会	788-0012	宿毛市高砂4-56 総合社会福祉センター内	0880 (65) 7665	
土佐清水市社会福祉協議会	787-0323	土佐清水市寿町11-9 社会福祉センター内	0880 (82) 3500	
東洋町社会福祉協議会	781-7414	安芸郡東洋町生見756-8 地域福祉センター内	0887 (29) 3144	

名 称		郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
奈半利町社会福祉協議会		781-6402	安芸郡奈半利町乙1269-1 保健センター内	0887 (38) 7346
田野町社会福祉協議会		781-6410	安芸郡田野町1828-4 老人福祉センター内	0887 (38) 5325
安田町社会福祉協議会		781-6423	安芸郡安田町西島40-2 保健センター内	0887 (38) 5500
北川村社会福祉協議会		781-6441	安芸郡北川村野友甲710-2 総合保健福祉センター内	0887 (38) 6895
馬路村社会福祉協議会		781-6201	安芸郡馬路村大字馬路407-1 デイサービスセンター内	0887 (42) 1020
芸西村社会福祉協議会		781-5701	安芸郡芸西村和食甲1290 老人福祉センター内	0887 (32) 2211
本山町社会福祉協議会		781-3601	長岡郡本山町本山1041 社会福祉会館内	0887 (76) 2312
大豊町社会福祉協議会		789-0250	長岡郡大豊町黒石345-7 総合ふれあいセンター内	0887 (73) 1200
土佐町社会福祉協議会		781-3401	土佐郡土佐町土居206 土佐町保健福祉センター内	0887 (82) 1067
大川村社会福祉協議会		781-3703	土佐郡大川村小松78-6 総合福祉センター内	0887 (84) 2361
いの町 社会福祉 協 議 会	本 所	781-2110	吾川郡いの町1400 すこやかセンター伊野内	088 (892) 0515
	本川支所	781-2601	吾川郡いの町長沢254-10	088 (869) 2071
	吾北支所	781-2331	吾川郡いの町小川東津賀才53-1	088 (867) 2820
仁淀川町 社会福祉 協 議 会	本 所	781-1501	吾川郡仁淀川町大崎264-8 福祉センター内	0889 (35) 0207
	池川支所	781-1606	吾川郡仁淀川町土居甲921-1 池川保健センター内	0889 (34) 2235
	仁淀支所	781-1911	吾川郡仁淀川町長者乙2435 せいらん荘内	0889 (32) 2238
佐川町社会福祉協議会		789-1202	高岡郡佐川町乙2310 健康福祉センターかわせみ内	0889 (22) 1510
越知町社会福祉協議会		781-1301	高岡郡越知町越知甲2457 保健福祉センター内	0889 (26) 1149
日高村社会福祉協議会		781-2152	高岡郡日高村沖名5 社会福祉センター内	0889 (24) 5310
中土佐町 社会福祉 協 議 会	本 所	789-1301	高岡郡中土佐町久礼6584-1	0889 (52) 2058
	大野見支所	789-1401	高岡郡中土佐町大野見吉野234 保健福祉センター内	0889 (57) 2217
しまんと町 社会福祉 協 議 会	本 所	786-0004	高岡郡四万十町茂串11-30 社会福祉センター内	0880 (22) 1195
	大正支所	786-0301	高岡郡四万十町大正32-1 老人福祉センター内	0880 (27) 1177
	十和支所	786-0511	高岡郡四万十町昭和470-6 高齢者生活福祉センター内	0880 (28) 5331
梶原町社会福祉協議会		785-0612	高岡郡梶原町川西路2321-1	0889 (65) 1235
津野町 社会福祉 協 議 会	本 所	785-0202	高岡郡津野町姫野々431-1 総合保健福祉センター内	0889 (55) 2115
	西支所	785-0503	高岡郡津野町芳生野甲111 老人福祉センター内	0889 (62) 2224
黒潮町 社会福祉 協 議 会	本 所	789-1931	幡多郡黒潮町入野2017-1 保健福祉センター内	0880 (43) 2835
	佐賀支所	789-1720	幡多郡黒潮町佐賀1080-1	0880 (55) 3371
大月町社会福祉協議会		788-0311	幡多郡大月町銚土603	0880 (73) 1119
三原村社会福祉協議会		787-0803	幡多郡三原村来栖野479-1 総合保健センター内	0880 (46) 3003

FREE
無料相談



ひとり親のみなさんへ

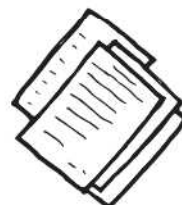
当センターは高知県と高知市より委託を受け高知県内のひとり親家庭に対して、さまざまな支援を実施しております。
お気軽にご相談ください。



- ・お仕事に関すること（各種資格や技能に関すること）
- ・手当や助成金、子どもの学費等に関すること
- ・役場等で様々な手続きを行うに当たっての同行支援
- ・親権や養育費などについての相談

*離婚前の方の相談もできます。

- ・弁護士・司法書士による法律相談（完全予約制）



ひとり親家庭等 就業・自立支援センターによる相談

月 8:30~17:00
火・木 8:30~19:30
水・金 8:30~17:15
土 9:00~17:00 (12:00~13:00 を除く)

※日曜日、祝日、年末年始は閉所

いろんな専門家相談（完全予約制）

心理カウンセラー 約1時間

お子さんのことやご自身の不安なことをゆっくりとお話いただけます。

毎月第1（土）13:30~15:30

社会福祉士・精神保健福祉士 約1時間

お子さんの養育や修学～親の介護のことや、メンタルケアなどに関することをご相談ください。

毎月第2（土）13:30~15:30

ファイナンシャルプランナー 約1時間

見えない家計のムダを子どもの教育費に！今後の人生プランも一緒に考えます。

毎月第3（土）13:30~15:30

弁護士・司法書士による法律相談 （完全予約制）

弁護士 約30分

毎月第4（水）10:00~12:00

司法書士 約1時間

毎月第2・3（水）10:00~16:00



お子さまと一緒に
お気軽に
お越しください。

キッズスペースには
絵本やぬり絵も
あります。



電話や個別訪問相談も対応しています。

電話での相談、お住まいの地域に出向いての
相談も個別に対応しております。

HP

LINE

お役立ち情報を
発信しています！



ご予約
お問い合わせ

ひとり親家庭等就業・自立支援センター

高知市旭町3丁目115 こうち男女共同参画センター・ソール2階

TEL : 088-875-2500

FAX : 088-875-2506

E-mail : sis0423@iris.ocn.ne.jp

設置主体：高知県・高知市
運営：NPO 法人 GIFT